

学校における主な感染症一覧及び登校基準

砺波市教育委員会

R7.4.1～

○学校において流行を広げる可能性が高い感染症【出席停止】

| | 病名 | 出席停止期間の基準 | 提出物 |
|----|-----------------|--|------------------------------------|
| 1 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで | インフルエンザ用 「治ゆ報告書」 ※保護者作成 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで | 新型コロナウイルス感染症用 「治ゆ報告書」 ※保護者作成 |
| 3 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで | 「登校許可証明書」 ※医療機関作成 |
| 4 | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで | |
| 5 | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで | |
| 6 | 風しん | 発しんが消失するまで | |
| 7 | 水痘（みずぼうそう） | 全ての発しんがかさぶたになるまで | |
| 8 | 咽頭結膜熱 | 発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで | |
| 9 | 結核 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで | |
| 10 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | | |
| 11 | コレラ | | |
| 12 | 細菌性赤痢 | | |
| 13 | 腸管出血性大腸菌感染症 | | |
| 14 | 腸チフス、パラチフス | | |
| 15 | 流行性角結膜炎 | | |
| 16 | 急性出血性結膜炎 | | |

○その他の感染症（学校でしばしば流行するものの一部を例示）【欠席】

| | 病名 | 欠席期間の目安 | 提出物 |
|---|---|--------------------------------------|-----|
| 1 | 感染性胃腸炎 （ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症等） | 下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態が良好であれば登校可能 | 不要 |
| 2 | マイコプラズマ感染症 | 症状が改善し、全身状態が良好であれば登校可能 | |
| 3 | 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬療法開始後24時間以上経過し、全身状態が良好であれば登校可能 | |
| 4 | 伝染性紅斑（りんご病） | 症状が発しんのみであり、全身状態が良好であれば登校可能 | |
| 5 | 手足口病 | 症状が改善し、全身状態が良好であれば登校可能 | |
| 6 | ヘルパンギーナ | 症状が改善し、全身状態が良好であれば登校可能 | |

学校保健安全法施行規則（令和5年5月8日から施行）を基に作成